

モバカルネット レセプト代行オプション 利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、NTTプレジジョンメディシン株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する、「モバカルネット レセプト代行オプション」（以下「本サービス」といいます。）の提供条件及び当社と契約者との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際しては、契約者は、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意し、確実に遵守するものとします。

第1条 （目的および適用）

1. 本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する当社と契約者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、契約者と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. 本サービスの提供条件は本規約のとおりとし、本規約に定めのない事項については、モバカルネット利用規約の規定を適用します。
3. モバカルネット利用規約と本規約の内容に齟齬が生じた場合、本規約の規定が優先するものとします。

第2条 （用語の定義）

本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本契約」とは、契約者が、モバカルネット利用規約に基づき締結しているモバカルネットの利用契約を前提として、本規約に基づき本サービス（モバカルネット レセプト代行オプション）を利用することについて、当社と契約者との間に成立する契約関係をいいます。
- (2) 「本サービス」とは、当社がモバカルネット利用規約に基づき提供するモバカルネットのオプションサービスとして、病院又は診療所向けに提供するアウトソーシングサービス（その理由を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合、当該変更後のサービスを含みます。）をいいます。
- (3) 「契約者」とは、当社との間で本契約を締結して本サービスを利用する病院又は診療所（医療法人の場合は当該法人をいい、以下同様とします。）をいいます。
- (4) 「契約希望者」とは、本契約を締結して本サービスを利用することを希望する病院又は診療所をいいます。
- (5) 「登録事項」とは、契約希望者が本契約の申込みの際に登録する当社所定の情報をいいます。
- (6) 「利用料金」とは、当社より本サービスの提供を受けるため、本サービスの利用に係る対価をいいます。

第3条 （本サービス）

- 1 本サービスの内容は、別途契約者と当社との間で、書面で合意の上定めるものとします。
- 2 本サービスは、成果物の有無を問わず、善良なる管理者の注意義務に従った事務の処理に対して対価が支払われる準委任形態で行われるものとします。

3 当社は、次の各号に定める事由が生じた場合、何らの責任を負うことなく、当社が必要と判断する期間、本サービスの提供を制限、中断又は終了する措置を講じることができます。その場合でも、契約者は、当該措置を講じられている期間の本サービスの料金の支払義務を免れません。

(1) 当社の管理下でないソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク若しくは通信回線等に起因する障害等が生じた場合

(2) 契約者又は第三者の責めに帰すべき事由に起因する障害等が生じた場合

(3) 契約者が、利用料金の全部又は一部を未払いの場合

(4) 契約者が、当社が本サービスを円滑に提供するために必要な協力を遅延し又は実施しない場合若しくは不完全な実施であった場合

(5) 契約者が本規約のいずれかの条項に違反した場合

(6) 火災、停電、天災地変又は重大な法令等の改廃等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合

(7) その他、当社の責めに帰すべき事由によらずに本サービスの全部又は一部を中断又は制限する必要がある場合

第4条 (委託)

1 当社は、当社の責任において、本サービスの全部又は一部を、株式会社プロアスに再委託します。

2 当社は、再委託先に対して、本規約に基づく自己の義務と同内容の義務を負わせるものとし、再委託先の行為に関して、契約者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、自ら本サービスを実施した場合と同様の責任を負うものとします。

3 当社は、本サービスの提供にあたり取得・取扱う個人情報について、法令に従い適切に取り扱うとともに、再委託先に対しても必要な範囲で適切な管理を求めるものとします。

第5条 (申込み)

1 契約希望者は、本規約の内容に同意した上で、当社所定の方法により、本契約締結の申込みを行うものとします。契約希望者は、登録事項が、全て正確であることを表明し保証します。

2 当社は、当社所定の基準により、契約希望者の申込みの可否を判断し、申込みを承諾する場合には、契約希望者に対し、その旨及び当社所定の情報を通知します。当該通知に定める本サービス開始日より、当該契約者と当社との間に、本契約が成立します。

3 当社は、契約希望者が以下のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断した場合は、契約希望者の申込みを承諾しないことができます。なお、当社は、上記判断に関する理由を開示する義務は負いません。

(1) 当社所定の方法によらずに登録の申込を行った場合

(2) 登録事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

(3) 本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合

(4) 過去に本規約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合

(5) 病院又は診療所でない場合

(6) 病院又は診療所の院長（医療法人の場合は当該法人の理事長）の同意を得ていなかった場合

(7) 本サービスと同種又は類似するサービスを現に提供している場合又は将来提供する予定である場合

(8) その他当社が承諾することが妥当でないと判断した場合

第6条 (利用料金及び支払方法)

1 本サービスの利用料金及び支払方法は、別途当社が定めるものとします。

2 その理由を問わず、本契約の契約期間中に契約者が本サービスの提供を受けられなくなった場合又は受ける必要がなくなった場合でも、当社は、契約者から受領した利用料金の返還を行う義務を負いません。

第7条 (禁止行為)

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

(1) 第三者に本サービスを利用させる行為

(2) 当社が本サービスの運営において必要な範囲で複製、改変、送信その他の行為を行うことが第三者の知的財産権等、プライバシー、名誉、信用、肖像、その他一切の権利又は利益の侵害に該当することとなる情報を、当社に送信する行為

(3) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為

(4) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与をする行為

(5) 暴力的な要求行為

(6) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(7) 本サービスに関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(8) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(9) 本サービスに関するクレーム・言動等の要求行為のうち、要求内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様として社会通念上不相当な行為

(10) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為

第8条 (契約解除等)

1 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断した場合は、事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の利用の一時停止し又は本契約を解除することができます。なお、当社は、上記判断に関する理由を開示する義務を負いません。

(1) 第5条（申込み）第3項各号に該当することが判明した場合

(2) 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合

(3) 租税公課を滞納し、その保全差押を受けた場合

(4) 約者の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断した場合

(5) 3ヶ月以上本サービスの利用がない場合

(6) 当社からの問い合わせに対して、7日間以上応答がない場合

(7) その他、当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合

2 契約者は、前項各号のいずれかに該当し、又は、該当すると当社が判断した場合は、当社に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに当社に対する全ての債務の履行をしなければなりません。

3 契約者が第1項に基づき本サービスの利用の一時停止の措置を受けている場合であっても、本契約が継続している限り、契約者は利用料金を支払う義務を負うものとします。また、契約者が第1項に基づき本契約を解除された場合、契約者は、支払済みの利用料金を返還されず、また、本契約の残存期間（解除日から、当社及び契約者の間で別途定める本契約の最低契約期間（以下「最低契約期間」といいます。）の満了日までをいいます。）に利用料金の平均額（本契約開始日から解除の意思表示を行った日の属する月の末日までの当該契約者の利用料金の平均額をいいます。）を乗じた金額を違約金として当社に支払わなければならないものとします。

4 当社は、本条に基づき当社が行った行為により契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第9条 （契約期間及び解約）

1 本契約の期間は、本契約成立日から開始し、本契約成立日より最低契約期間が経過するまでとします。契約者は、最低契約期間内に、本契約を解約することはできません。

2 前項にかかわらず、契約者は、最低契約期間中であっても、相手方に対して1か月前までに書面をもって通知し、かつ、本契約の残存期間（解約希望日から最低契約期間満了日までをいいます。）に利用料金の平均額（本契約開始日から解約の意思表示を行った日の属する月の末日までの当該契約者の利用料金の平均額をいいます。）を乗じた金額を違約金として解約希望日までに当社に支払った場合に限り、解約できるものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により解約する場合はこの限りではありません。

3 最低契約期間の満了日の1ヶ月前までに、当社又は契約者から本契約を終了させる旨の書面による通知がない限り、最低契約期間の満了日の翌日以降、本契約は期間の定めのない契約となります。

4 前項の期間の定めのない契約において、当社及び契約者は、解約希望月の前月末日までに、本契約を解約する旨の書面による通知を行うことで、解約希望月の末日限りで、本契約を解約することができます。契約者は、当該解約日までの利用料金の支払を免れることはできません。

第10条 （紛争処理及び損害賠償）

1 契約者は、本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

2 契約者が、本サービスに関連して第三者からクレームを受け又は第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、直ちにその内容を当社に通知すると共に、契約者の費用と責任において、当該クレーム又は紛争を処理し、その進捗及び結果を当社に報告することとし、当社が支払いを余儀なくされた金額その他の損害を賠償するものとします。

3 当社が、契約者による本サービスの利用に関連して第三者からクレームを受け又は第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、契約者の費用と責任において、当該クレーム又は紛争を処理し、その進捗及び結果を当社に報告すると共に、当社が支払いを余儀なくされた金額その他の損害を賠償するものとします。

4 契約者は、第2項及び前項の紛争の処理にあたり、当社に対し、実質的な参加の機会及び紛争を処理するために必要な権限を与え、並びに必要な協力を行うものとします。

5 当社は、本サービスの提供に際して契約者に損害が生じた場合であっても、当該損害が、契約者の当社に対する指示に起因するものである場合、当社は、当該損害を賠償する義務を負わないものとします。なお、当社は契約者の指示の妥当性・適法性を検証して契約者に指摘する義務を負いません。

6 当社は、本サービスの提供に際して、自己の故意又は重過失により契約者に損害を与えた場合についてのみこれを賠償するものとします。本規約における当社の各免責規定は、当社に故意又は重過失が存する場合には適用しません。

7 当社が契約者に対して損害賠償義務を負う場合（前項の場合又は法律の適用による場合等）、賠償すべき損害の範囲は、契約者に現実発生した通常の損害に限る（逸失利益を含む特別の損害は含みません。）ものとし、賠償すべき損害の額は、当該損害が発生した月において契約者が当社に支払うべき利用料金を上限とします。なお、本条は、債務不履行、瑕疵担保責任、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償等に適用されるものとします。

第11条 （連絡）

契約者から当社への連絡は、当社所定の問合せ用電話番号又はメールアドレス宛に行うものとします。当社は、問合せ用電話番号又はメールアドレス以外からの問い合わせについては、対応することができません。

第12条 （完全合意）

本規約は、本契約に関連する甲及び乙の完全なる合意を構成し、本契約の締結以前に甲及び乙間でなされた本契約に関連する書面、口頭、その他いかなる方法による合意も、全て本規約に取って代わられます。

第13条 （分離可能性）

本規約の規定の一部が、法令又は裁判所により違法、無効又は不能であるとされた場合においても、当該規定のその他の部分及び本規約のその他の規定は有効に存続し、また、違法、無効又は不能であるとされた部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えて適用し、若しくは当該部分の趣旨に最も近い有効な規定となるよう合理的な解釈を加えて適用します。

【2026年7月1日 制定】